

家庭用マッサージ器及び指圧代用器			家庭用電気治療器			家庭用永久磁石磁気治療器		
Massage appliances and digital compressor for home use			Electric therapy apparatus for home use			Magnetic induction therapy using permanent magnet for home use		
		ただし、速度調整装置を最低ノッチにセットして、定格電圧の90%に等しい試験電圧を加えたとき、始動しない機器にあっては、始動しない速度ノッチごとに定格周波数に等しい周波数の始動しない最高電圧（始動しない最高電圧が定格電圧を超える場合は、定格電圧）を連続して加え、各部の温度上昇がほぼ一定となったとき時の抵抗法によつて測定した巻線の温度は、表1に示す右欄に掲げる値以下であり、かつ始動しないことによつて危険が生じるおそれのない機器にあって	自主基準7-9 7-9-1 始動特性					
	巻線	表1 温度限度 測定箇所 温度[°C] A種絶縁のもの 100 E種絶縁のもの 115 B種絶縁のもの 125(120) F種絶縁のもの 150(140) H種絶縁のもの 170(165)	自主基準7-9 7-9-1 始動特性					
c)	異常時の漏えい電流	電源として定格電圧42V以下の乾電池又はピーク電圧42V以下の外部の直流電源以外のものを使用するものにあつては、次の状態において、定格周波数に等しく、かつ、定格電圧に等しい電圧を加え、充電部と器体の表面との間又は器体の表面と大地との間に1kΩの抵抗を接続して流れる漏えい電流は、0.5mA以下でなければならない。	告示7.漏えい電流測定 申請の手引き 4.25.1:全般的注意事項 (1)家庭用電気治療器の必要要件 ⑦漏えい電流については、つきの規定に適合するものであること。 自主基準7-7 自主基準7-8 JIS C9335-2-32 19. 異常運転による	b)	異常時の漏えい電流 次に掲げる単一故障状態の漏れ電流は、JIS C 9335-2-209の13.（運転時における漏えい電流及び耐電圧）による。ただし、クラスII機器は0.5mA以下でなければならない。	JIS C9335-1の19項異常運転には、単一故障時の漏れ電流が規定されていない為、医療用具製造承認申請の手引第十版（4.25.1-1-7-i）の条件において正常時と同じ値になるように規定した。JIS C 9335-2-209では59/61委員会より故障状態において、正常状態と同じレベルを要求するのは、難しい。		